

○農林水産省告示第五百四十五号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二十七条第一項第六号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する任意共済を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済は、農業に従事する者の農機具を共済目的とし、共済責任の終了又は満了に伴う経年減価を共済事故とする任意共済とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。